

平成二十年三月

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため
の日本国とオーストラリアとの間の条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	二
3	条約の濫用を防止する措置に関する規定	二
4	二重課税の排除の方式に関する規定	二
5	その他	三
6	議定書	三
7	交換公文	四
三	条約の実施のための国内措置	四
四	条約と現行租税条約との事項別対照表	四

一 概説

1 条約の成立経緯

昭和四十五年（千九百七十年）に発効した我が国とオーストラリアとの間の現行租税条約が条約締結以来相当年を経ていることから、昨年一月以降、両政府は同条約の見直しのための交渉を行ってきた。その結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、本年一月三十一日に東京において、日本側高村外務大臣とオーストラリア側スミス外務大臣との間でこの条約への署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、現行租税条約に代わるものであり、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とオーストラリアとの間で課税権を調整するものである。この条約を現行租税条約と比較した場合における特色としては、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当及び一定の金融機関等が受け取る利子については免税とされていること、また、条約の特典の濫用を防止するため、締約国の居住者のうち一定の要件を満たしたものに対してのみ条約の特典を認めることとしていること、両国において課税上の取扱いが異なる事業体に関する条約の適用関係を具体的に明らかにすることにより、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、条約の特典が与えられるものとしており、これらが挙げられることにより、我が国とオーストラリアとの間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本、人的資源等の交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十二箇条及び文末並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成るほか、この条約とともに交換公文が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを定めている（第一条及び第二条）。

また、「租税」、「者」、「法人」、「国民」、「恒久的施設」等の用語を定義するとともに、両締約国の間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、条約の特典が与えられることを定めている（第三条から第五条）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること（第七条）、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税されること（第八条）を定め、配当、利子及び使用料については、源泉地の税率の上限（第十条から第十二条）について定めている。また、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国の滞在期間が百八十三日を超えない等の一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税されること（第十四条）、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができること（第十五条）を定め、かつ、退職年金及び保険年金並びに政府職員の報酬等についての課税の原則（第十七条及び第十八条）について定めている。さらに、前記の所得以外の所得については、当該所得が相手国において生ずる等の一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができること（第二十一条）を定めている。

3 条約の濫用を防止する措置に関する規定

匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法に従って課税することができること（第二十条）を定めている。また、この条約においては投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げることから、相手国居住者のうち、個人、政府、一定の公開会社、一定の公益団体、一定の年金基金、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられること（第二十三条）を定めている。

4 二重課税の排除の方式に関する規定

我が国及びオーストラリアにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除することを定めている（第二十五条）。

5 その他

両締約国の企業間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）、租税に関する無差別待遇（第二十六条）、納税者の不服申立て及び権限のある当局の相互協議手続（第二十七条）、両締約国が課するすべての種類の租税に関する情報の交換（第二十八条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十九条）等について定めているほか、効力発生、現行租税条約の適用・終了（第三十一条）及びこの条約の効力存続期間（第三十二条）について定めている。

6 議定書

オーストラリアの石油資源使用税の内容（第一項）、附帯税等は「租税」の適用対象外であること（第二項）、居住者の判定に際して常用の住居を考慮すること（第三項）、双方居住者の判定に際して考慮する「その他関連するすべての要因」の内容（第四項）、恒久的施設の判定に際して考慮する大規模設備等の内容（第五項）、恒久的施設に該当する独立代理人（第六項）、一方の締約国の恒久的施設に関連する他方の締約国の不動産から生ずる所得の取扱い（第七項）、天然資源の探査等の権利の内容（第八項）、恒久的施設を通じて事業を行うことをやめた場合の取扱い（第九項）、事業利得の計算方法を変更する場合の要件（第十項）、恒久的施設を通じて事業とみなされる信託から除外される「租税に関し法人として取り扱われるもの」の内容（第十一項）、配当、利子及び使用料の各条と居住者の振分けの規定との関係（第十二項）、利子について源泉地国免税となる「政府機能を遂行するその他の機関」は源泉地国の法令に従って決定されること（第十三項）、利子について源泉地国免税となる「金融機関」の要件（第十四項）、利子の源泉地国免税の例外となる「バックトゥバック融資に関する取決め」の内容（第十五項）、「使用料」には周波数域の利用権に対する支払金を含まないこと（第十六項）、「使用料」とされる「財産又は権利の使用又は提供の制限（全部であるか一部であるかを問わない。）」の内容（第十七項）、法人の組織再編成による株式の譲渡の取扱い（第十八項）、我が国の外国税額控除の適用上、石油資源使用税も対象となること（第十九項）、無差別待遇の例外となるオーストラリアの法令（第二十項）、無差別待遇によってオーストラリアが適用を制限されることのない法令（第二十一項）、情報交換の対象となるオーストラリアの租税の範囲（第二十二項）及び情報の提供を拒否できる場合（第二十三項）について定めている。

7 交換公文

二重課税の回避について両締約国が協力すること（第一項）、両締約国はOECD移転価格ガイドラインに従って移転価格課税等を執行すること（第二項）及び両締約国において配当の支払を受ける者が特定される日（第三項）について定めている。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

四 条約と現行租税条約との事項別対照表

	事 項	本 条 約	現 行 租 税 条 約
1	対象となる者	第一条	なし
2	対象となる租税	第二条	第一条
3	一般的定義	第三条	第二条
4	居住者	第四条	第二条
5	恒久的施設	第五条	第三条
6	不動産所得	第六条	なし
7	事業利得	第七条	第四条
8	海上運送及び航空運送	第八条	第六条
9	関連企業	第九条	第五条
10	配当	第十条	第七条
11	利子	第十一条	第八条
12	使用料	第十二条	第九条

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
外交使節団及び領事機関の構成員	適用地域の拡張	相互通信	情報の交換	相互協議手続	無差別待遇	二重課税の除去	減免の制限	特典の制限	所得の源泉	その他の所得	匿名組合	学生	教授	政府職員	退職年金及び保険年金	芸能人及び運動家	役員報酬	給与所得	独立の人的役務	財産の譲渡
第二十九条	なし	なし	第二十八条	第二十七条	第二十六条	第二十五条	第二十四条	第二十三条	第二十二条	第二十一条	第二十条	第十九条	なし	第十八条	第十七条	第十六条	第十五条	第十四条	なし	第十三条
なし	第二十一条	第二十条	第十八条	第十九条	なし	第十七条	なし	なし	第十七条	なし	なし	第十六条	第十五条	第十四条	第十三条	第十二条	第十一条	第十一条	第十条	なし

36	35	34
終了	発効	見出し
第三十二条	第三十一条	第三十条
第二十三条	第二十二条	なし